

議案第九十九号

砂原地区農業用水路改修事業の計画概要を定めることについて

砂原地区農業用水路改修事業の計画の概要を定めることについて土地改良法（昭和二十四
年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

当用水路は18haの耕地と32戸の農家が受益をするもので昭和30年に県営小鹿ダムの建設に伴う補償工事として改修された水路であるが、考朽が進み漏水が多くこれを改修し減産防止を図ると共に維持管理費の節減を図ることを目的とする。

(2) 事業実施に係る地域の所在及現況

(イ) 地域の所在

東伯郡三朝町大字砂原丸内

(ロ) 現況

米作の単作地域が主で二次産業との兼業農家が大半である。

(3) 事業の基本計画

(1) 一般計画

延長300mの水路を底巾0.50m、天巾0.78m、深さ0.60mのコンクリート三方舗装水路に改修する。

(2) 工事予定時期

昭和48年10月から昭和49年3月まで

(4) 工事またわ管理の要領

工事の施工方法 請 負

管理の方法 受益者において維持管理する

(5) 費用の概算

事業費 2,950,000円

地元負担金 1,327,500円

反当負担額 7,375円
以内とする

(6) 事業の効果

減産防止額 360,000円

維持管理費節減額 36,000円

計 396,000円

(7) 他事業との関係

なし

(8) 計画概要図

別紙のとおり